

市長への手紙・FAX・電子メール

あなたの「声」をお聴かせください

「市長への手紙・FAX・電子メール」は、市民の皆さんが日々感じている市政に対する提言・要望・意見など「生の声」を幅広くお聴きし、今後の市政に反映させていくための制度です。

寄せられた提言などは、担当課で協議したうえで市長に報告され、その後市長から書面で回答しますので、住所・氏名を忘れずに記入してください。

また、担当課でも所管の事務事業に対する提言などをお受けして

います。担当課が不明な場合は、市民支援課市民相談室へ問い合わせてください。

市長への手紙

市役所や支所、公民館など市の公共施設や郵便局などに所定のがき(受取人払い)を設置しています。

任意なものでもかまいませんが、その場合は「市長への手紙」と明記をお願いします。

市長へのFAX

市内局番(0476)からは、FAX番号

0120-8660-279

それ以外の局番からは

0476-24-1086

市長への電子メール

市ホームページ(<http://www.city.narita.chiba.jp>)

の「市長への電子メール」に接続すると、インターネットを通じて送信することができます。

皆さんから寄せられたご意見の内容によっては、市の回答と併せて、市ホームページ「市長へのメールQ&A」に掲載させていただきます。

なお、市ホームページは、市役所1階行政資料室、保健福祉館、市立図書館、公民館(下総・大栄は除く)、三里塚コミュニティセンターなどでもご覧になれます。

※くわしくは市民支援課市民相談室(☎20-1507)へ。

成田市都市基本計画

市民アンケートにご協力を

市では、11月に市民アンケート調査を行います。

この調査は、市民の皆さんが市の将来のまちづくりについての意見を希望をもっているかを調査し、「成田市都市基本計画」を策定するための基礎資料とするのが目的です。

今回の調査では、無作為抽出により1万人を対象にアンケートを行います。

皆さんの声、そして希望を市政に反映させ、「みんなが望む新しいまちづくりを進めるためにも、調査票が届いた人はご協力をお願いします。

※くわしくは都市計画課(☎20-1560)へ。

女性に対する暴力をなくす運動

11月12日から25日が運動期間です

毎年、11月12日～25日(女性に対する暴力撤廃国際日)は、「女性に対する暴力をなくす運動」期間です。

暴力は、その対象の性別や加害者、被害者の間柄を問わず、決して許されるものではありません。特に、配偶者などからの暴力、性犯罪、売買春・人身取引、セクシュアル・ハラスメント、ストーカー行為など女性に対する暴力は、女性の人権を著しく侵害するものであり、男女共同参画社会を形成していくうえで克服すべき重要な課題です。

この運動期間をきっかけに、女性に対する暴力について考え、暴



女性に対する暴力根絶のためのシンボルマーク

力のない社会づくりをすすめますよう。

配偶者などからの

暴力に関する相談窓口

県女性サポートセンター・☎043-245-1719、043-302-1015(24時間365日対応)

※くわしくは企画課(☎20-1500)へ。

今月の納税

- ①国民健康保険税(第5期分)
- ②介護保険料(第5期分)

納期はいずれも11月16日(木)～30日(木)です。

※くわしくは①保険年金課(☎20-1526)、②介護保険課(☎20-1545)へ。

一般家庭用の集積所には出せません

飲食店や店舗、事務所などの事業所から発生する一般廃棄物(ごみ)は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」により、事業者自らの責任において適正に処理しなければなりません。

そのため、事業所から発生するごみは、一般家庭用の集積所に出すことはできません。

事業所のごみは、分別を徹底し、いずみ清掃工場またはリサイクルプラザ(下総・大栄地区は伊地山クリーンセンター)へ自己搬入するか、収集運搬許可業者へ委託するなど適正な処理をお願いします。

●分別方法Ⅱ「燃やせるごみ」「ビン・ニール・プラスチック類」「ビン・カン・ガラス」「金物・陶磁器類」に分別し、半透明の業務用ごみ袋を使用してください

●処理方法

○ごみ処理施設へ自己搬入する場合
「燃やせるごみ」…いずみ清掃工場
(☎36・1689)

「ビン・ニール・プラスチック類」「ビン・カン・ガラス」「金物・陶磁

器類」…リサイクルプラザ(☎36・1000)

○許可業者に処理を委託する場合
…成田市一般廃棄物収集運搬許可業者へ委託してください

下総・大栄地区の事業所は

●分別方法Ⅱ「可燃ゴミ」「ビン・カン」「不燃ゴミ」「ペットボトル」に分別し、半透明のごみ袋を使用してください

●処理方法

○ごみ処理施設へ自己搬入する場合(搬入券が必要。搬入券は下総・大栄支所生活環境課で配布)

「可燃ゴミ」「ビン・カン」「不燃ゴミ」…伊地山クリーンセンター
(☎0478・59・2148)

「ペットボトル」…直接搬入できません。リサイクルを図るため許可業者に委託してください

○許可業者に処理を委託する場合
…北総西部衛生組合一般廃棄物収集運搬許可業者へ委託してください

※くわしくはクリーン推進課
(☎20・1530)へ。

しっかりと管理を

空き地の雑草を伸び放題にしておくと、ごみの捨て場所とされたり、害虫類の発生原因となったり、通行の障害や火災の原因となったりするなど、周囲に大変な迷惑を掛け、生活環境を悪化させることとなります。

空き地の所有者は、周囲の迷惑にならないよう、早めに草を刈るなどしっかりと土地管理に努めてください。

なお、市では草刈機を無料(刈刃と燃料は個人負担)で貸し出ししていますので、ご利用ください。

※くわしくは環境対策課(☎20・1532)へ。

スプレー缶やカセットボンベ

必ず使い切ってから指定ごみ袋へ

スプレー缶、カセットボンベ、シンナーなどの容器は、その排出方法によっては収集のとき、またはリサイクルプラザや伊地山クリーンセンターで処理するとき、爆発事故や火災などの発生原因となります。

このようなことが発生すると、そこで働く人の安全が損なわれるとともに、機械が破損した場合に、その修繕に多額の費用と日数を要し、その間のごみ処理にも大きな影響を及ぼします。

スプレー缶やカセットボンベは、ガスなどを使い切って穴を開け、シンナーなどの容器は、中身を空にし、栓を開けたままか、上ぶたを取って「金物・陶磁器類」(黄色の指定袋)、下総・大栄地区

は「ビン・カン」(黄色の指定袋)の収集日の午前8時30分までに集積所に出してください。

なお、ガスボンベ(カセットコンロ用を除く)や消火器は、市では処理できませんので購入した販売店や専門の業者に処理を依頼してください。皆さんのご協力をお願いします。

※くわしくはクリーン推進課
(☎20・1530)へ。

面倒でも必ず行って

スプレー缶(カセット用コンロ・殺虫剤・ヘアスプレー)

必ず使い切り、火気のない風通しの良い場所で穴を開けてから、「金物・陶磁器類」(下総・大栄地区は「ビン・カン」)のごみ袋へ



ガソリン・灯油・シンナーなどの容器

必ず中身を空にし、栓を開けたままか、上ぶたを取って材質により分別して、それぞれのごみ袋へ



使い捨てライター

必ず使い切ったあと、着火部分を壊し、プラスチックとそれぞれのごみ袋へ



地域の防災リーダー

消防団員になりませんか

市消防団では、消防団員を募集しています。大地震などの災害時、地域の防災リーダーとなるのが消防団です。若いあなたの力を消防団員として發揮してみませんか。

●対象 市内に住んでいる18歳以上の入団後の待遇

○年間一定の金額を報酬として支給します(災害や訓練などに出場したときは別に手当を支給、5年以上勤務して退団した場合、退職報償金を支給)

○消防団活動中に負傷したときは、公務災害として補償します



消防署と連携して消火活動を

○消防活動に必要な被服を支給します
○職務において功労・功績があったときは表彰します

※くわしくは消防本部総務課(☎20-1590)または各地区の分団長へ。

振り込み詐欺

税務署名をかたる不審な電話に注意して

税務職員をよそおい、現金自動預け払い機(ATM)を操作させ、振り込みを行わせるなどの「振り込み詐欺」による被害が発生しています。

税務職員が納税者の皆さんに電話で問い合わせる場合は、提出していただいた申告書などを基にその内容を本人に確認することを原則としています。次のような不審な電話がかかってきたら、指示された電話に連絡しないで、最寄りの税務署までお問い合わせください。

- フリーダイヤルへ連絡させる
- 還付金の受け取りのために、金融機関などの現金自動預け払い機(ATM)の操作を求める
- 国税の納税のために、金融機関

税務署です。国税の納税の件ですが



の口座を指定して振り込みさせる

※くわしくは成田税務署総務課(☎28-5151)へ。

犯罪被害給付制度

被害者やその遺族に

犯罪被害給付制度は、通り魔殺人などの故意の犯罪行為により、不慮の死を遂げた被害者の遺族や、身体に重大な負傷または疾病を受けた被害者および障がいが残ることとなった被害者に対して、社会の連帯共助の精神に基づき、国が一定の給付金を支給し、その精神的・経済的打撃の緩和を図ろうとするものです。

また、市でも「犯罪被害者等支援条例」に基づき、同様の支援金を支給しています。

※犯罪被害給付制度について、くわしくは県警察本部犯罪被害者対策室(☎043-227-9131)へ。支援条例については市交通防犯課(☎20-1527)へ。

戦傷病者などの妻

特別給付金が支給されます

平成18年に特別給付金国債の最終償還を迎えた戦傷病者などの妻、または新たに増加恩給、傷病年金、障害年金、障害一時金などを受給した戦傷病者などの妻に特別給付金が支給されます。

●対象

○継続支給：平成18年10月1日において増加恩給などの給付を受け、第5款症以上の障がいがある戦傷病者の妻

○新規支給：平成15年4月1日において増加恩給などの給付を受け、第5款症以上の障がいがある戦傷病者の妻または平成15年4月1日～平成18年9月30日に前記の夫が死亡した妻

○特例支給：平成8年10月1日(前回新規支給の場合は平成5年4月1日)～平成15年3月31日に戦傷病者である夫が死亡した妻

○戦没者妻への移行：平成8年10月1日(前回新規支給の場合は平成5年4月1日)～平成15年3月31日に戦傷病者である夫が公務死により死亡し、公務扶助料、遺族年金などの年金受給権を取得した妻

●支給額

○継続支給：額面60万円～100万円、10年償還の記名国債。軽症者は半額、継続回数により金額が異なります

○新規支給：額面30万円、10年償還の記名国債(軽症者は半額)

○特例支給：額面5万円、5年償還の記名国債

○戦没者妻への移行：額面60万円～200万円、10年償還の記名国債(継続回数により金額が異なります)

●請求期間

平成21年9月30日まで

※請求方法などくわしくは社会福祉課(☎20-1536)または下総支所福祉課(☎96-1114)、大栄支所福祉課(☎73-8065)へ。